



総

務



新居浜市の歴史

The History of Niihama city



新居浜市のプロフィール

その扉を
開こう

歴史を深掘りすると好奇心の連鎖が起きる。
なぜ、今の新居浜市があるのか？

昭和13年の新居浜市

新居浜

令和3年4月30日発行

総務

1 市庁舎

(1) 本庁舎

所在地	一宮町一丁目5番1号 ☎ 65-1234	敷地面積	2万546.33㎡
沿革	昭和12年11月開庁（旧新居浜町役場庁舎使用） 昭和19年5月庁舎開庁 昭和25年11月火災により焼失 昭和27年4月庁舎開庁 昭和27年10月議事堂開設 昭和41年度から庁舎建設基金設置 具体的検討に着手 昭和48年議会に庁舎建設特別委員会を設置 昭和53年7月庁舎建設着工 昭和55年1月31日庁舎完成 昭和55年3月3日開庁 令和2年3月26日消防防災合同庁舎完成	駐車場	収容台数約206台（来客用及び大型バス2台分含む）
		(本庁舎)	
		構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・地上6階・塔屋2階、鉄筋コンクリート造2階建
		建築面積	3,607.48㎡
		延床面積	1万5,235.94㎡
		建物の高さ	36.4m
		建設事業費	30億1,000万円（建設費27億5,000万円、一部用地取得費2億6,000万円）
		(消防防災合同庁舎)	
		構造	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造地上6階建
		建築面積	2,122.82㎡
		延床面積	8,085.00㎡ (訓練棟・土のう置場含む)
		建物の高さ	27.2m
		建設事業費	56億3,289万円

(2) 支所庁舎

区分	上部支所	川東支所	別子山支所
所在地	喜光地町一丁目5番9号 ☎ 43-6101	松神子一丁目8番20号 ☎ 46-1180	別子山甲347番地の1 ☎ 64-2011
敷地面積	1,633.05㎡	1,550.40㎡	821.54㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	(992.28㎡の内) 305.50㎡使用	(624.23㎡の内) 101.37㎡使用	(827.23㎡の内) 196.23㎡使用
建築年月日	昭和55年3月29日（新築）	昭和54年3月25日（新築） 昭和61年2月12日（増築）	昭和59年度（新築） 令和2年11月30日（増築）
建設事業費	建設費 1億4,333万円 一部用地取得費 3,404万円	建設費 6,076万円 —	建設費 6,426万円 —

2 市 有 財 産

(1) 土地建物

(3.3.31 現在・単位：㎡)

区 分		土地 (地積)	建 物 延 床 面 積			
			木 造	非 木 造	計	
行政財産	本 庁 舎	26,565	185	23,467	23,652	
	その他の 行政機関	(消 防) 施 設	13,527	27	9,372	9,399
		そ の 他 の 施 設	523,399	28	36,532	36,560
	公 共 用 財 産	学 校	470,641	1,893	165,240	167,133
		公 営 住 宅	227,737	6,014	119,579	125,593
		公 園	880,819	2,573	5,776	8,349
		そ の 他 の 施 設	1,086,439	5,798	107,554	113,352
小 計	3,229,127	16,518	467,520	484,038		
普通財産	山 林	48,117,074	188	30	218	
	普 通 財 産 ・ そ の 他 一 般	293,781	5,320	26,345	31,665	
	工 業 団 地 臨 海 工 業 用 地	44,782	0	0	0	
	小 計	48,455,637	5,508	26,375	31,883	
合 計		51,684,764	22,026	493,895	515,921	

(2) 物 権

(3.3.31 現在・単位：㎡)

区 分	地 積
地 上 権	69,043
借 地 権	195,149
無 償 借 地 権	100,620
合 計	364,812

(3) 有価証券

(3.3.31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
株 券	132,300

(4) 出資による権利

(3.3.31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
全 国 漁 業 信 用 基 金 協 会	2,100
愛 媛 県 農 業 信 用 基 金 協 会	510
(有) 別 子 木 材 セ ン タ ー	34,880
新 居 浜 市 土 地 開 発 公 社	10,000
(社福) 新 居 浜 社 会 福 祉 事 業 協 会	1,000
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	2,512
愛 媛 県 信 用 保 証 協 会	17,903
(公財) 愛 媛 の 森 林 基 金	14,618
(公財) え ひ め 海 づ く り 基 金	13,472
(公財) 新 居 浜 市 文 化 体 育 振 興 事 業 団	50,000
(公財) え ひ め 産 業 振 興 財 団	17,913
(公財) 愛 媛 県 国 際 交 流 協 会	3,789
(一財) 日 本 立 地 セ ン タ ー テ ク ノ ポ リ ス 債 務 保 証 基 金	3,135
(公財) え ひ め 東 予 産 業 創 造 セ ン タ ー	375,905
(公財) 愛 媛 県 暴 力 追 放 推 進 セ ン タ ー	11,582
(一財) 愛 媛 県 廃 棄 物 処 理 セ ン タ ー	547
(公財) え ひ め 農 林 漁 業 振 興 機 構	16,834
愛 媛 県 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア 支 援 本 部	1,818
(公財) 愛 媛 県 ス ポ ー ツ 振 興 事 業 団	11,624
(公財) 愛 媛 県 文 化 振 興 財 団	3,518
合 計	593,660

(5) 基金 (3.3.31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
特 別 奨 学 基 金	30,717
奨 学 資 金 貸 付 基 金	99,685
青 野 記 念 奨 学 基 金	72,153
し ら う め 入 学 準 備 金 貸 付 基 金	52,173
財 政 調 整 基 金	3,606,506
体 育 施 設 建 設 基 金	697,233
平 尾 墓 園 管 理 基 金	72,939
文 化 振 興 基 金	822,603
寺 尾 音 楽 教 育 振 興 基 金	9,511
減 債 基 金	676,343
図 書 館 図 書 整 備 基 金	36,016
地 域 福 祉 基 金	315,605
生 活 文 化 ま ち づ くり 基 金	2,622
国 際 交 流 基 金	28,393
工 藤 交 通 災 害 遺 児 修 学 基 金	10,290
ふ る さ と ・ 水 と 土 保 全 対 策 基 金	10,073
国 民 健 康 保 険 財 政 調 整 基 金	311,030
介 護 給 付 費 準 備 基 金	831,288
浮 川 健 康 づ くり 基 金	51,010
公 共 施 設 整 備 基 金	358,359
別 子 山 振 興 基 金	290,280
災 害 対 策 基 金	138,987
こ ど も 夢 未 来 基 金	51,135
合 併 振 興 基 金	1,463,935
あ か が ね 基 金	181,107
環 境 保 全 基 金	95,106
も の づ くり 産 業 振 興 基 金	100,713
美 術 品 購 入 基 金	112,575
森 林 環 境 譲 与 税 基 金	15,920
合 計	10,544,307

(債権額等含む)

財政調整基金	令和3年5月31日	1,345,000千円	取崩し
減債基金	令和3年5月31日	100,000千円	取崩し
地域福祉基金	令和3年5月31日	34,168千円	取崩し
国際交流基金	令和3年5月31日	3,000千円	取崩し
ふるさと・水と土保全対策基金	令和3年5月31日	31千円	取崩し
国民健康保険財政調整基金	令和3年5月31日	120,813千円	取崩し
公共施設整備基金	令和3年5月31日	155,175千円	取崩し
別子山振興基金	令和3年5月31日	13,033千円	取崩し
こども夢未来基金	令和3年5月31日	925千円	取崩し
合併振興基金	令和3年5月31日	36,360千円	取崩し
あかがね基金	令和3年5月31日	69,921千円	取崩し
環境保全基金	令和3年5月31日	13,318千円	取崩し

3 債 権 管 理

平成5年以降の地方分権改革により国から地方、県から市への権限移譲や地方に対する規制緩和が進められ、地方公共団体が主体的にまちづくりを推進することが可能となってきた。この権限を効果的に施策へ反映するためには、相応の財源が必要であり、少子・超高齢化が進展している現在、これまで以上に経費の節減と市民の公平・公正な負担に基づく自主財源の確保が重要となっている。

このようなことから、本市が保有する債権について一層の適正管理と未収債権の効果・効率的な回収の取組を検討し実施する。

(1) 新居浜市債権管理条例

債権管理の基本は法令遵守にあり、地方自治法その他関係法令や平成27年9月に「市民負担の公平性及び財政の健全性」の確保を目的に制定した「新居浜市債権管理条例」の規定に基づき、市の債権管理の一層の適正化を図る。

(2) 新居浜市債権管理計画

本市が保有する債権の適正かつ計画的な管理と効果・効率的な回収に取り組むための基本的な考え方を示しており、この計画に沿って適正な債権管理と的確な債権回収を推進し、市財政の健全化及び市民負担の公平性を確保することにより公平・公正な市政運営を図る。

(3) 強制徴収公債権の滞納整理

税外債権で、法令の定めにより地方税法の滞納処分例により強制徴収できる債権(自力執行権のある公債権)は、債権所管課において積極的に滞納整理を行うことができるよう債権管理課が支援・助言を行っている。特に公売手続が必要な案件については、債権管理課が債権所管課から移管引受けし、未収債権の回収を進める。

(4) 非強制徴収公債権及び私債権の滞納整理

本市自ら強制徴収ができない公債権(自力執行権のない公債権)及び私債権のうち、滞納額及び件数が多い指定した重点滞納債権は、債権管理課と債権所管課との法的措置を前提とした共同処理により、少額訴訟等を提起するなど、未収債権の回収を進める。

(1) 令和元年12月3日 共同処理開始分

(3.3.31 現在)

債権名 (担当課)	共同処理		訴訟提起 件数	回収結果	
	件数	金額		件数	金額
市営住宅家賃・共益費(建築住宅課)	14件	11,293,466円	0件	5件	2,376,652円
生活保護費返還徴収金(生活福祉課)	2	9,782,203	0	1	103,779
合計	16	21,075,669	0	6	2,480,431

(2) 令和2年11月30日、令和3年2月9日 共同処理開始分

(3.3.31 現在)

債権名 (担当課)	共同処理		訴訟提起 件数	回収結果	
	件数	金額		件数	金額
児童扶養手当返還金(子育て支援課)	3件	842,122円	0件	3件	481,502円
ひとり親家庭医療費返還金(子育て支援課)	5	294,207	0	3	195,168
生活保護費返還徴収金(生活福祉課)	1	119,357	0	1	20,000
合計	9	1,255,686	0	7	696,670

4 契 約

契約の状況

(単位：件、千円)

区分		年度	30	令和元	2
工事請負契約	市内業者	件数	301	313	327 (1)
		金額	3,847,280 (208,008)	5,241,085 (83,542)	6,050,532 (949,300)
	市外業者	件数	40 (1)	40 (4)	28
		金額	1,722,893 (485,352)	1,158,446 (159,393)	821,665
	小計	件数	341 (1)	353 (4)	355 (1)
		金額	5,570,173 (693,360)	6,399,531 (242,935)	6,872,197 (949,300)
物品購入契約	件数	3,256	3,520	3,402	
	金額	300,431	504,417	812,779	

注1：()内件数は共同企業体

注2：()内金額は出資比率による。

注3：共同企業体の代表者の方に件数を入れる。

注4：工事請負契約は、上下水道局(水道局)及び港務局契約分を含む。

5 市 税

(1) 税目・税率等

(3.4.1 現在)

税 目	区 分 ・ 税 率 等		納税義務者						
個 人 市民税	均等割	定額 3,500円	57,984人 (令和2年度)						
	所得割	6.0%							
法 人 市 民 税	均 等 割	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	20 社					
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	10 社					
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	195 社					
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	24 社					
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	154 社					
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	45 社					
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	510 社					
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	23 社					
		上記以外の法人等	年額 5万円	2,665 社					
	合 計			3,646 社					
法人 税割	$\frac{8.4}{100}$								
種 別 割	原動機付自転車		(課税台数)						
	ア	第1種原付50cc以下	年額 2,000円	8,665台					
	イ	第2種原付(乙)50cc超90cc以下	年額 2,000円	843台					
	ウ	第2種原付(甲)90cc超125cc以下	年額 2,400円	2,161台					
	エ	ミニカー(3輪以上20cc超50cc以下又は0.25KW超0.6KW以下)	年額 3,700円	79台					
	軽自動車及び小型特殊自動車								
	ア	2輪のもの	年額 3,600円	1,228台					
	イ	3輪のもの	(新税率)	年額 3,100円	0台				
			(重課税率)	年額 3,900円	0台				
			(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 4,600円	3台				
			(" 50%軽減)	年額 1,000円	0台				
			(" 25%軽減)	年額 2,000円	0台				
			ウ	4輪以上のもの	乗用のもの	営業用	(新税率)	年額 3,000円	0台
							(重課税率)	年額 5,500円	1台
							(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 6,900円	2台
							(" 50%軽減)	年額 8,200円	3台
							(" 25%軽減)	年額 1,800円	0台
	貨物用のもの	営業用			(新税率)	年額 3,500円	0台		
					(重課税率)	年額 5,200円	0台		
					(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 7,200円	13,650台		
					(" 50%軽減)	年額 10,800円	10,652台		
					(" 25%軽減)	年額 12,900円	7,794台		
	イ	3輪のもの	乗用のもの	自家用	(新税率)	年額 2,700円	0台		
(重課税率)					年額 5,400円	126台			
(グリーン化特例(軽課)75%軽減)					年額 8,100円	934台			
(" 50%軽減)					年額 3,000円	71台			
(" 25%軽減)					年額 3,800円	68台			
貨物用のもの			自家用	(新税率)	年額 4,500円	43台			
				(重課税率)	年額 1,000円	0台			
				(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 1,900円	0台			
				(" 50%軽減)	年額 2,900円	1台			
				(" 25%軽減)	年額 4,000円	3,075台			
ウ	4輪以上のもの	乗用のもの	営業用	(新税率)	年額 5,000円	2,970台			
				(重課税率)	年額 6,000円	4,066台			
				(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 1,300円	0台			
				(" 50%軽減)	年額 2,500円	0台			
				(" 25%軽減)	年額 3,800円	65台			
		貨物用のもの	自家用	(新税率)	年額 2,400円	107台			
				(重課税率)	年額 3,600円	34台			
				(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 5,900円	114台			
				(" 50%軽減)	年額 6,000円	1,795台			
				(" 25%軽減)	年額 6,000円	計 58,550台			
エ	農耕作業用自動車	年額 2,400円	107台						
オ	ボートトレーラー	年額 3,600円	34台						
カ	その他のもの	年額 5,900円	114台						
キ	2輪の小型自動車	年額 6,000円	1,795台						
			計	58,550台					

自家用乗用車の場合

軽自動車 税環境 性能割	燃費性能等	本来の税率	臨時的軽減後の税率 (令和3年12月31日までの取得車が対象)
	電気自動車、天然ガス軽自動車	非課税	非課税
	★★★★かつ2030年度燃費基準75%達成車 ※	非課税	非課税
	★★★★かつ2030年度燃費基準60%達成車 ※	1.0 %	非課税
	上記以外	2.0 %	1.0 %

※ ★★★★★：2018年排出ガス基準50%低減達成車または2005年排出ガス基準75%以上低減達成車

税目	区 分 ・ 税 率 等	納税義務者
市たばこ税	1,000本につき6,122円	7社
入湯税	1人1日について150円	1社
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$ (償却資産含む)	48,834人
都市計画税	$\frac{0.28}{100}$	36,786人
特別土地 保有税	取得分 $\frac{3}{100}$ 保有分 $\frac{1.4}{100}$	—

(2) 納税義務者数

市民税

ア 個人

(令和2.7.1現在・単位：人)

区分 \ 年	28	29	30	令和元	2
普通徴収	7,486	7,094	6,864	6,815	6,544
特別徴収(給与)	39,720	40,517	41,097	41,534	42,033
特別徴収(年金)	9,640	9,520	9,433	9,429	9,407
計	56,846	57,131	57,394	57,778	57,984

イ 法人

(令和2.7.1現在・単位：社)

区分 \ 年	28	29	30	令和元	2
法人均等割納税義務者数	3,547	3,559	3,636	3,620	3,646

(3) 固定資産概要調書

ア 土地

(3.4.1現在)

区分 \ 地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	計	
地積	評価総地積 (㎡)	7,647,438	5,852,265	25,282,174	28,285	60,800,042	104,820	4,283,700	103,998,724
	法定免税点以上(㎡)	6,840,856	4,583,746	25,078,020	20,379	58,301,167	92,073	4,168,989	99,085,230
決定 価格	総 額 (千円)	1,369,770	1,156,550	469,610,991	57,083	892,087	3,101	28,137,175	501,226,757
	法定免税点以上(千円)	1,297,454	1,109,313	467,877,604	56,848	856,200	2,530	27,950,735	499,150,684
課 税 標 準 額 (千円)	1,090,601	823,505	191,801,040	39,872	856,200	2,386	19,157,556	213,771,160	
筆数	評 価 総 筆 数	12,652	12,107	116,900	35	8,824	216	10,456	161,190
	法定免税点以上	11,122	8,926	114,167	27	6,893	174	8,699	150,008
単位 当り 価格	平均価格 (円/㎡)	179	198	18,575	2,018	15	30	6,568	4,820
	最高価格 (円/㎡)	36,372	32,115	76,538	13,568	22	7,973	76,057	76,538

イ 家 屋

(3.4.1 現在)

区 分		総 数 (A)	法定免税点未満	法定免税点以上(B)	構 成 (B/A)
納 税 義 務 者 (人)		43,518	4,137	39,381	90.49
棟 数	木 造	54,754	4,740	50,014	91.34
	木 造 以 外	19,311	496	18,815	97.43
	計	74,065	5,236	68,829	92.93
床 面 積 (㎡)	木 造	4,788,727	267,517	4,521,210	94.41
	木 造 以 外	4,641,263	130,025	4,511,238	97.20
	計	9,429,990	397,542	9,032,448	95.78
決 定 価 格 (千円)	木 造	97,148,887	528,945	96,619,942	99.46
	木 造 以 外	153,719,115	6,172,239	147,546,876	95.98
	計	250,868,002	6,701,184	244,166,818	97.33
単 位 当 価 格 (円/㎡)	木 造	20,287	1,977	21,370	—
	木 造 以 外	33,120	47,470	32,707	—

ウ 償却資産

(3.4.1 現在)

区 分		決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課 税 標 準 の 特 例 規 定 の 適 用 を 受 け る も の	左 記 以 外 の も の
市 決 定 が し 価 値 を の	構 築 物	39,308,858	38,159,227	844,987	37,314,240
	機 械 及 び 装 置	130,274,991	126,045,906	2,653,250	123,392,656
	船 舶	3,560,520	1,814,105	1,746,414	67,691
	車 両 及 び 運 搬 具	926,745	922,140	4,605	917,535
	工 具 器 具 備 品	13,572,413	13,018,108	438,913	12,579,195
	小 計 (イ)	187,643,527	179,959,486	5,688,169	174,271,317
法 条 第 三 八 九 係 関 係	総 務 大 臣	31,644,436	28,825,207		
	県 知 事	51,631	51,594		
	小 計 (ロ)	31,696,067	28,876,801		
合 計 (イ) + (ロ)		219,339,594	208,836,287		

(4) 市税収納状況

ア 過去5カ年度収納状況 (滞納繰越分含む)

(単位：千円)

年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率
28	19,167,450	18,628,883	97.19 %
29	19,622,272	19,170,546	97.70
30	19,151,390	18,742,327	97.86
令和元	19,935,199	19,566,712	98.15
2	19,736,303	19,331,276	97.95

イ 令和2年度税目別収納状況

(単位：千円)

税 目		調 定 額	収 納 額	収 納 率
市 民 税	個 人	5,988,081	5,916,253	98.80 %
	法 人	1,521,487	1,500,132	98.60
	小 計	7,509,568	7,416,385	98.76
固 定 資 産 税		9,739,009	9,480,914	97.35
交 付 金		11,251	11,251	100.00
特 別 土 地 保 有 税		0	0	—
軽 自 動 車 税	種 別 割	423,401	402,654	95.10
	環 境 性 能 割	12,195	12,195	100.00
	小 計	435,596	414,849	95.24
市 た ば こ 税		782,459	782,459	100.00
入 湯 税		383	383	100.00
都 市 計 画 税		1,258,037	1,225,035	97.38
総 計		19,736,303	19,331,276	97.95

6 職 員

(1) 職員数

(3.4.1 現在・単位：人)

部 局 名	定 数	実 職 員 数				
		事務職	技術職	技能職	教育職	計
市長事務部局	615	401	212			613
上下水道局	68	26	37			63
消防長の事務部局	164	140				140
議会の事務部局	10	9				9
教育委員会の事務部局	109	49	11	20	12	92
選挙管理委員会の事務部局	4	3				3
監査委員の事務部局	3	3				3
農業委員会の事務部局	7	6				6
派遣職員	6	2				2
合 計	986	639	260	20	12	931

注1：実職員数には、休職・育児休業職員を含む。

注2：新居浜市職員定数条例（抜粋）

（定数外の職員）

第4条 兼職者及び新居浜市から給与を支給されない職員で次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
- (2) 法第55条の2第1項ただし書の規定により、職員団体の業務に専ら従事する職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(2) 一般行政職の級別職員数の状況

(3.4.1 現在)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	次長	課長 主幹、技幹	副課長	係長 主査	主任	上級主事	主事	
職員数	9人	29人	53人	94人	117人	70人	72人	59人	503人
構成比	1.8%	5.8%	10.5%	18.7%	23.3%	13.9%	14.3%	11.7%	100.0%

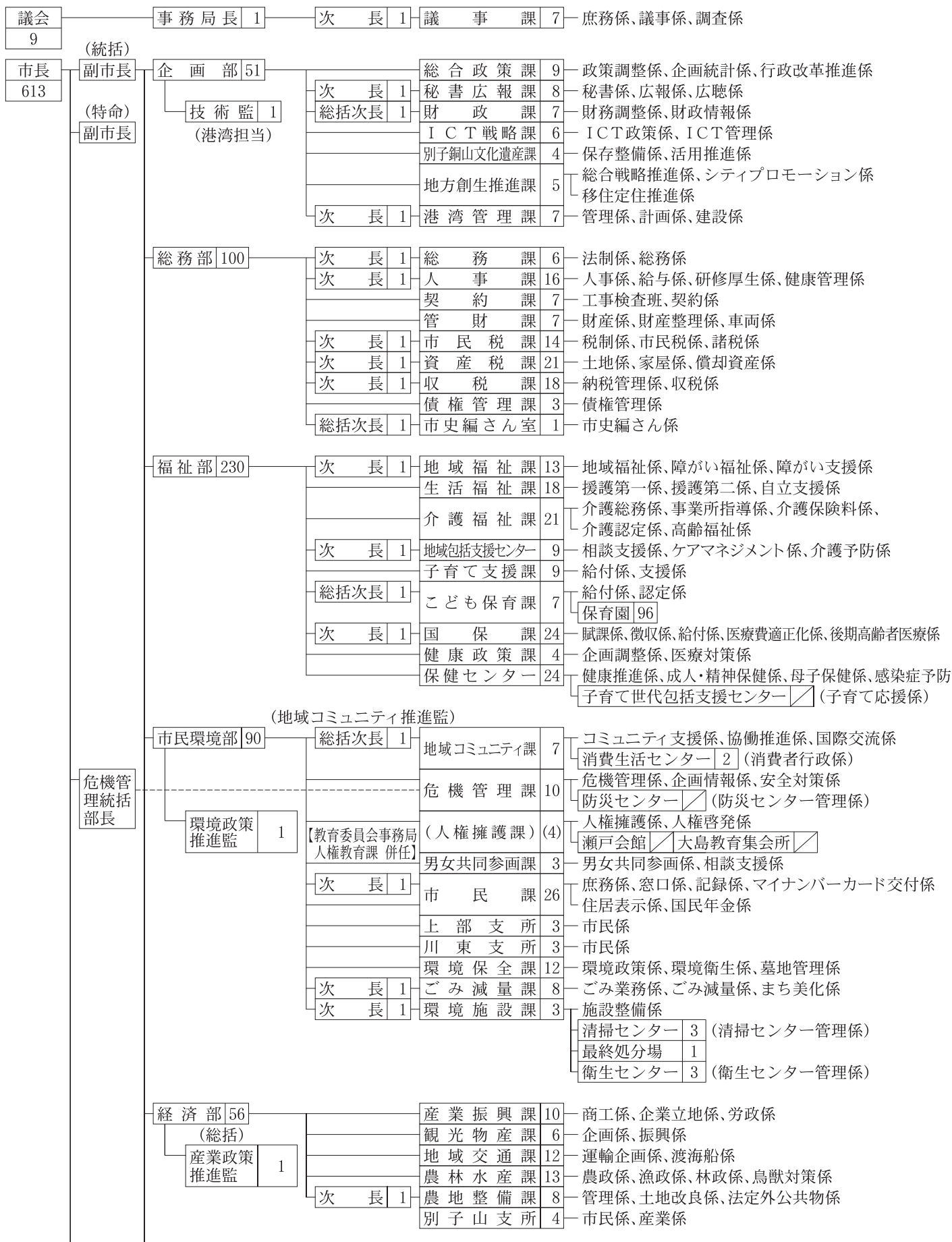
注1：新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

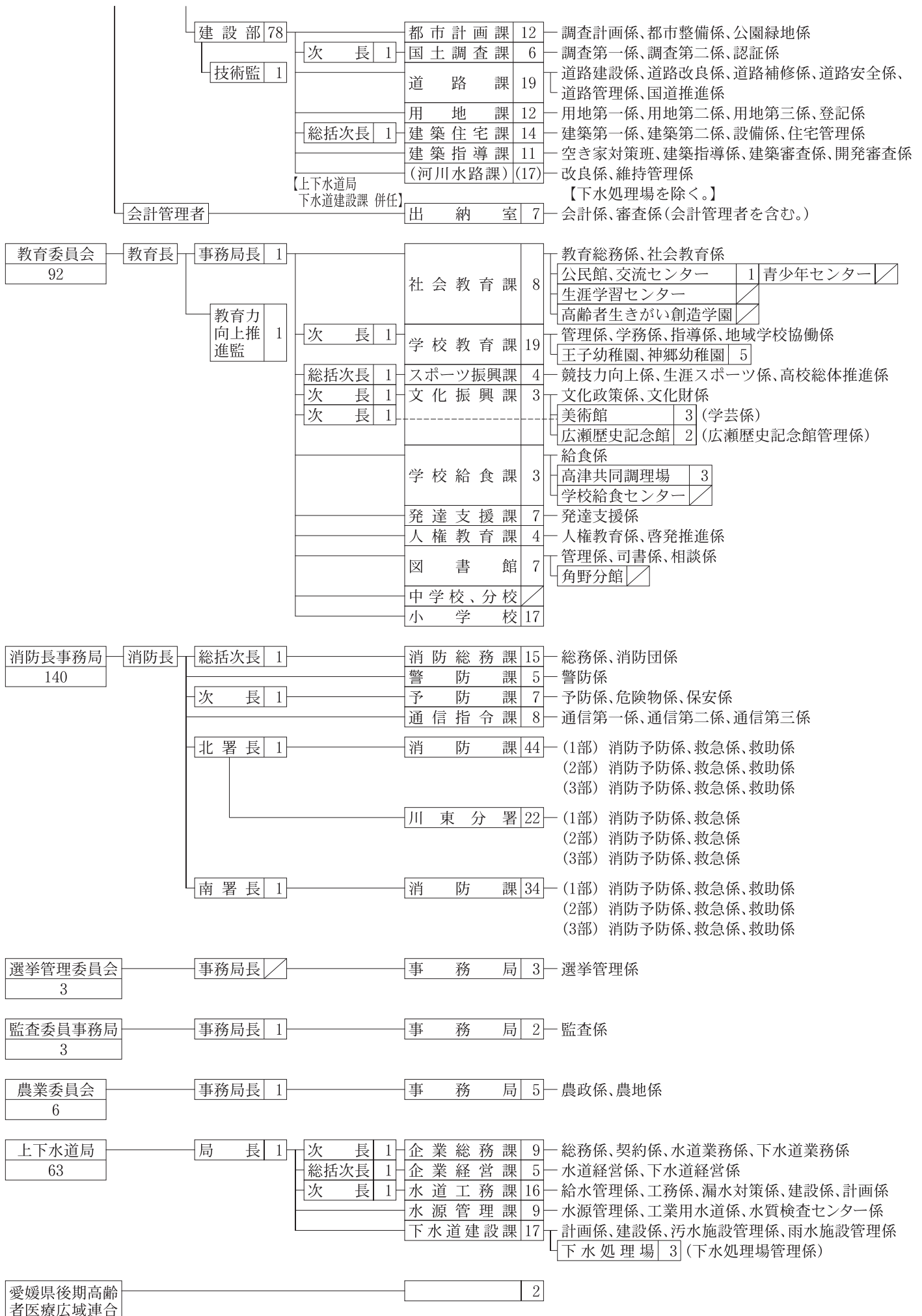
注2：再任用職員(短時間は除く。)を含む。

7 行政機関と職員数・機構(組織)改革の変遷

(1) 行政機関と職員数

(3.4.1 現在)





(2) 機構(組織)改革の変遷

部制を採用した昭和37年4月から現在までの組織・機構改革の主なものは次のとおりである。

37. 4. 1 部制スタート
42. 4. 1 民生経済部を民生部と経済部に分離
47. 4. 1 係長制を廃止し主任制を採用。人事部、税務部、環境部を設置
- 48.10. 1 電算準備事務局を設置
- 49.10. 1 副課長制の採用
55. 2. 1 人事部を市長公室に、税務部を総務部に統合。民生部を分離して福祉部と市民部に、また建設部を分離して建設部と開発部とした。
新しく総務担当制を導入するとともに小課の18課を10課に統合した。
55. 4. 1 福祉部上部老人福祉センターの設置
57. 4. 1 担当主任制を廃止し、係長制を復活、枝幹制の採用。福祉部瀬戸会館及び瀬戸児童館の設置
- 57.10. 1 建設部国道対策室の設置
58. 4. 1 市民部住居表示対策室、福祉部川東老人福祉センターの設置
59. 4. 1 福祉部川東児童センター、経済部勤労者体育センター、環境部斎場の設置
- 59.10. 1 環境部保健センターの設置
60. 4. 1 経済部南部観光開発推進室の設置、企業誘致係、婦人対策係の設置、福祉部川西老人福祉センターの設置
61. 4. 1 市長公室市政調査室の設置、緑化推進係など4係の設置。車両課を管財課に、住居表示対策室を市民課に統合。また国民健康保険課と国民年金課を統合して保険年金課とした。
庶務課を秘書課に、開発課を企業誘致課に名称変更
61. 8. 1 市民文化センター等文化施設、市民体育館等体育施設を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
62. 4. 1 福祉部中央児童センター、川東老人福祉センター等を社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託
福祉部上部児童センターの設置
63. 4. 1 市長公室を企画調整部に、総務部を財務部に、福祉部を社会福祉部に、市民部を市民生活部に、環境部を保健環境部に、経済部を産業振興部に、建設部を都市整備部に名称変更。開発部の廃止。都市整備部に下水道局、用地対策局を設置。総務担当制の廃止。総括次長・主幹制の採用。水道局の技能労務職員の職種換え。

課(室)の所属、名称、所管等の変更

出納室の設置

- 元. 4. 1 社会福祉部上部児童センターを社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託。主幹・枝幹の決裁権のライン化
2. 4. 1 商業高等学校を県立に移管。婦人センター・働く婦人の家の設置、区画整理係の設置
3. 4. 1 政策研究室を企画調整課に統合
端出場温泉保養センターの設置
社会教育課を生涯学習課に、中央公民館を生涯学習センターに変更
4. 4. 1 下水道部、地域開発室の設置、用地対策局の廃止、職員研修所、女性政策課の設置、都市計画課を都市計画課と区画整理課に、道路課を道路建設課と道路管理課に分離、企業誘致課、監理課の廃止、課の名称、所管の変更等
- 4.10. 1 別子銅山記念図書館の設置
5. 4. 1 工事検査係、最終処分場の設置
6. 4. 1 新居浜学園の廃止、くすのき園の設置、東平記念館の設置、清掃センターに管理第一係、管理第二係を設置
7. 4. 1 社会福祉部と保健環境部の健康推進部門を統合、地域開発室を廃止し都市整備部と統合、保険年金課を国保課と国民年金課に、健康環境課を健康推進課と環境交通課に分離統合、課の名称、所管の変更等
8. 4. 1 地域開発課の廃止、都市整備部を都市開発部に、区画整理課を都市開発課に名称変更、選挙管理委員会事務局を企画調整部行政管理課と併任、広報相談課にボランティア係を設置、総合福祉センターの設置
9. 4. 1 商業振興センターの設置、広瀬歴史記念館の設置、水道局水源管理課に水質検査係を設置、市民福祉会館を市民文化センターに変更
10. 4. 1 市民生活部と環境部を統合し、市民環境部を設置。広報相談課を廃止し、企画調整部に生涯学習課を設置。情報管理課を行政管理課に統合。商工労政課と観光物産課を統合し、商工観光課を設置。課の名称、所管の変更等
総合福祉センターを社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に委託。
女性センター・働く婦人の家を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
11. 4. 1 高齢福祉課に介護保険料係と介護認定係を設置等

12. 4. 1 高齢福祉課を介護福祉課に、女性政策課を男女共同参画課に名称変更し、消防署を3部交替勤務制に移行した。
13. 4. 1 生活環境課と環境交通課を環境政策課と生活環境課に再編し、学校給食課を設置。
14. 4. 1 国民年金課を廃止し、市民課国民年金係として市民課に統合。東新学園に指導第一係、指導第二係を設置。
15. 4. 1 企画調整部を企画部に、財務部を総務部に、保健福祉部を福祉部に、産業振興部を経済部に、都市開発部を建設部に名称変更。市民環境部を市民部と環境部に分離し、下水道部を環境部に統合。経済部に別子山支所を設置。課(室)の所属、名称、所管等の変更。
16. 4. 1 企画部に産業遺産活用室、福祉部に子育て支援室、市民部に市民安全室、経済部に中小企業振興室を設置。都市計画課の開発審査係を建築課に移管。広報相談課の交通安全係を交通災害共済係に名称変更。企画部総合政策課に芸術文化推進係を新設。くすのき園を民間委託。
17. 4. 1 子育て支援室を廃止し、児童福祉課に統合。児童福祉課の母子児童係を子育て支援係に名称変更。選挙管理委員会事務局を企画部情報政策課と併任。
18. 4. 1 行政改革推進室を廃止し、企画部に行政改革推進課を設置。企画部に駅周辺整備室を設置。市民安全室を廃止し、総務部に防災安全課を設置。福祉部介護福祉課に地域包括支援センターを設置。企画部エコ推進課(H15.4.1設置)を廃止し、環境部環境施設課と統合し、ごみ減量課に名称変更。経済部に運輸観光課を設置。中小企業振興室を廃止し、商工労政課に統合。市営住宅の管理事務を建設部建築課に移管し、建築住宅課に名称変更。建設部に建築指導課を設置。
19. 4. 1 産業遺産活用室を廃止し、別子銅山文化遺産課を設置。
20. 4. 1 環境部の環境保全、廃棄物、衛生関連部門を生活環境課、ごみ減量課の2課体制から環境保全課、ごみ減量課、環境施設課の3課体制に再編。教育委員会事務局に発達支援準備室を新設。
21. 4. 1 教育委員会事務局の発達支援準備室を廃止し、発達支援課を設置。
22. 4. 1 行政改革推進課を秘書広報課に名称変更。企画部に港湾管理課を新設。総務部に債権管理対策室を新設。市民部市民活動推進課に消費生活センターを新設。北消防署に通信指令課を新設。
23. 4. 1 駅周辺整備室を総合文化施設準備室に名称変更。防災安全課を市民部に配置替。契約課に工事検査班を設置。福祉課を廃止し、地域福祉課と生活福祉課を設置。保健センターに精神保健係を新設。都市計画課に国土調査係を新設。体育文化課をスポーツ文化課に、水道局総務料金課を総務課に名称変更。
25. 4. 1 水道局総務課を水道総務課に名称変更。男女共同参画課に相談支援係を新設。商工労政課に企業立地係を新設。スポーツ文化課に国体準備係を新設。工務課漏水調査係を漏水対策係に名称変更。
26. 4. 1 総合文化施設準備室の施設建設係を廃止し、施設管理係、学芸係を設置。スポーツ文化課の国体準備係を廃止し、企画部に国体推進室を設置。児童福祉課を子育て支援課に、商工労政課を産業振興課に名称変更。保健センターに医療対策係を新設。区画整備課を都市計画課に統合し、駅周辺整備係を設置。スポーツ文化課のスポーツ振興係を競技力向上係に名称変更。
27. 4. 1 企画部に地方創生推進室を設置。国体推進室の競技運営係を廃止し、第一競技係、第二競技係を設置。子育て支援課の子育て支援係、母子児童係を支援係、給付係に名称変更。生活福祉課に自立支援係を新設。地域福祉課に障がい支援係を新設。市民活動推進課を地域コミュニティ課に名称変更。環境保全課の環境保全係、衛生係を廃止し、環境衛生係、墓地管理係を設置。別子山支所の厚生係を廃止し、住民係を市民係に名称変更。社会教育課に地域交流センター、大島交流センターを設置。企画部総合文化施設準備室を廃止し、教育委員会に総合文化施設管理課を設置。水道局工務課に計画係を新設。

- 消防本部予防課に保安係を新設。
28. 4. 1 建設部に国土調査課を設置。
 建築指導課に空き家対策班を設置。
 都市計画課の国土調査係、駅周辺整備係を廃止。
 別子銅山文化遺産課の文化遺産係を廃止し、保存活用係、整備推進係を設置。
 スポーツ文化課の芸術文化係と埋蔵文化財係を廃止し、文化政策係、生涯スポーツ係を設置。
 郷土美術館、工業試験場を廃止。
 端出場温泉保養センターを廃止し、観光交流施設を設置。
29. 4. 1 清掃センターのリサイクル施設管理係を廃止、焼却施設管理係を管理係に名称変更。
 学校教育課に地域学校協働係を新設。
 スポーツ文化課を廃止し、スポーツ振興課と文化振興課を設置。文化振興課に文化財係を新設。
 総合文化施設管理課を廃止。学芸係を文化振興課に移管。
 図書館に市史編さん準備係を新設。
30. 4. 1 国体推進室を廃止。
 地方創生推進室を廃止し、地方創生推進課を設置。
 債権管理対策室を廃止し、債権管理課を設置。
 図書館の市史編さん準備係を廃止し、総務部に市史編さん室を設置。
 地域包括支援センターの包括支援係を廃止し、相談支援係、ケアマネジメント係を設置。
 保健センターの成人保健係と精神保健係を廃止し、成人・精神保健係を設置。
 保健センターに子育て世代包括支援センターを設置、子育て応援係を新設。
 下水道管理課に総務係を新設。
 農林水産課に鳥獣対策係を新設。
 国土調査課に認証係を新設。
31. 4. 1 地域包括支援センターを介護福祉課から分離し、福祉部に設置。
 地域コミュニティ課に国際交流係を新設。
 環境部に河川水路課を新設。
 環境部の公共下水道部門と水道局を再編し、上下水道局を新設。
 上下水道局に、水道総務課と下水道管理課を再編し、企業総務課と企業経営課を設置するとともに、水道工務課、水源管理課、下水道建設課を設置。
2. 4. 1 企画部情報政策課をICT戦略課に名称変更し、システム開発係、システム管理係、情報化推進係を廃止しICT政策係、ICT管理係を設置。
 別子銅山文化遺産課の保存活用係を保存整備係に、整備推進係を活用推進係に名称変更。
 地方創生推進課のブランド戦略推進係を廃止し、総合戦略推進係、シティプロモーション係を設置。
 福祉部子育て支援課(保育係、支援係、給付係)を子育て支援課(支援係、給付係)とこども保育課(給付係、認定係)に分課。
 市民部と環境部を統合し、市民環境部を設置。
 防災安全課を危機管理課に名称変更し、防災センターを設置。防災情報係を廃止し、企画情報係、防災センター管理係を設置。
 環境部河川水路課を建設部に移管。
 教育委員会に人権教育課を設置。(人権教育係、啓発推進係)
 上下水道局下水道建設課の施設管理係を廃止し、汚水施設管理係と雨水施設管理係を設置。
 消防本部総務警防課を消防総務課と警防課に分課。
3. 4. 1 総務部総務課の事務管理係を総務係に名称変更。
 福祉部に健康政策課を設置。(企画調整係、医療対策係)
 福祉部東新学園を廃止。
 市民環境部地域コミュニティ課の地域交流係をコミュニティ支援係に名称変更。
 市民環境部市民課にマイナンバーカード交付係を設置。
 経済部運輸観光課(運輸企画係、観光物産係、渡海船係)を観光物産課(企画係、振興係)と地域交通課(運輸企画係、渡海船係)に分課。
 経済部別子山支所総務係を廃止し、経済係を産業係に名称変更。
 教育委員会スポーツ振興課に高校総体推進係を設置。
 消防本部消防総務課に消防団係を設置。

8 給与・報酬及び費用弁償

(1) 特別職の給料・報酬

(単位：円)

職 名	27. 4 改正 27. 4 適用	28. 4 改正 28. 4 適用	28.12 改正 29. 7 適用
市 長	955,000	956,000	956,000
副 市 長 (統 括)	779,000	780,000	780,000
副 市 長 (特 命)	682,000	683,000	683,000
監 査 委 員	441,000	442,000	442,000
固 定 資 産 評 価 員	—	—	—
教 育 長	657,000	658,000	658,000
教 育 委 員 会 委 員	126,100	126,100	126,100
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	22,900	22,900	22,900
選 挙 管 理 委 員	20,900	20,900	20,900
選 挙 管 理 委 員 補 充 員	14,100	14,100	14,100
監 査 委 員 (非 常 勤)	250,900	250,900	250,900
監 査 委 員 (議 会 選 任)	52,100	52,100	52,100
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	14,100	14,100	14,100
公 平 委 員 会 委 員 長	15,600	15,600	15,600
公 平 委 員 会 委 員	15,600	15,600	15,600
農 業 委 員 会 会 長	62,700	62,700	62,700
農 業 委 員 会 会 長 代 理	49,100	49,100	49,100
農 業 委 員 会 委 員	44,200	44,200	41,700
農 業 委 員 会 部 会 長	49,100	49,100	—
選 挙 長	19,800	19,800	19,800
開 票 管 理 者 及 び 投 票 所 の 投 票 管 理 者	18,200	18,200	18,200
開 票 立 会 人、選 挙 立 会 人 及 び 投 票 所 の 投 票 立 会 人	14,100	14,100	14,100
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 出 頭 し た 選 挙 人、 そ の 他 関 係 者	9,000	9,000	9,000
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 公 聴 会 に 参 加 し た 者 の 実 費 弁 償	9,000	9,000	9,000

注 1：平成21年4月1日に副市長の定数を1人から2人に改正し、副市長(統括)及び副市長(特命)とした。

注 2：一般職の職員が固定資産評価員の職を兼ねるときは、報酬を支給しないこととした。

(2) 職員給与

ア 補職別平均給料

(3.4.1 現在)

区分 補職	人員 人	給料 円	勤続年数		年齢		最 高				最 低					
							給料 円	勤続年数		年齢		給料 円	勤続年数		年齢	
								年	月	歳	月		年	月	歳	月
部長相当職	11	447,909	35	0	58	3	451,600	33	11	57	10	445,200	35	1	57	0
次長相当職	39	424,654	34	11	57	3	444,900	35	1	57	5	423,600	36	1	59	2
課長相当職	46	402,630	31	2	54	5	410,000	34	1	56	10	400,600	31	1	51	1
主・技幹相当職	36	401,439	32	1	54	2	404,400	35	1	58	11	400,100	27	1	49	1
副課長相当職	142	385,617	28	0	50	8	393,000	36	1	59	8	377,500	22	1	46	10
係長相当職	145	364,036	23	1	45	6	381,000	38	1	59	11	331,500	16	1	38	7
主査相当職	89	360,930	24	3	46	8	381,000	40	1	58	0	316,400	15	1	37	11
主任相当職	127	284,515	11	11	37	3	350,000	25	1	48	0	260,000	9	1	31	2
主事相当職	269	212,470	3	10	30	4	304,200	35	1	55	3	150,600	0	1	18	11
技能労務職	20	337,515	24	0	57	10	381,000	39	1	59	1	366,900	29	1	47	9
教育職	7	423,061	29	4	51	8	433,958	33	1	55	3	400,090	27	1	49	10
計	931	319,148	18	4	42	7										

イ 初任給

初級（高校卒）	行政職	150,600円
中級（短大卒）	”	163,100円
上級（大学卒）	”	182,200円

ウ ラスパイレス指数

年	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
指数	101.4	109.2 参考値 100.9	108.5 参考値 100.3	99.9	99.9	100.0	99.6	99.7	99.2	99.5

注1：ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

注2：「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(3) 旅費

(単位：円)

区分	航空賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	
1. 市長等	実費	1,500	14,800	13,300	3,000
2. 行政職給料表 4級以上の職務にある者	実費	1,300	13,100	11,800	2,600
3. 行政職給料表 3級以下の職務にある者	実費	1,100	10,900	9,800	2,200

- 備考 1. 宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、京都市、名古屋市、神戸市、横浜市及び北九州市の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
2. 航空賃は、北海道若しくは沖縄地区へ旅行する場合若しくは公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合であって、旅行命令権者の承認したものに限り支給する。

9 職 員 研 修

職員研修実施内容（令和2年度）

(1) 基本研修

研修名	対象者	研修内容	受講者数	日数	会場・講師等
第1部	令和2年4月1日付 新規採用職員	市の行政、組織、地方公務員の心構え等市職員としての基礎的知識を習得させ、職場への適応力を養う。 また、新居浜市の発展基礎となった別子銅山の歴史と現存する産業遺産について理解を深める。	31人	5日計	前・中期 消防コミュニティ防災センター アビリティセンター(株) 高岡智望、白石香里 庁内講師 後期 マリンパーク新居浜 愛媛大学 仲道雅輝 庁内講師 産業遺産研修 旧別子登山
第2部	採用後1年 経過職員	新居浜市発展の礎である別子銅山の産業遺産を訪ね住友との共存共栄について理解を深める。 また、市職員として職務を遂行する上で必要な基礎的な知識を体系的に習得させるとともに公務員としての自覚を高める。	33	2日計	産業遺産研修 旧別子ほか 集合研修 消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 新居浜市社会福祉協議会 川口 恵里奈 庁内講師
第3部	採用後6年 経過職員	最も成長力のある重要な段階であることを認識させ、効率的な職務遂行能力の向上と積極的な執務態度を養う。	18	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
第4部	主任昇任職員	職務遂行にあたってコミュニケーションの重要性を認識させ高度の行政能力を養うとともに、管理上の原則的な知識を体系的に理解させる。	15	1	消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第5部	主査昇任職員	仕事の管理やチームワークの形成などに関する基本を組織的、体系的に習得させる。	13	1	消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第6部	係長昇任職員	管理指導に関する原理、原則などを理解させ、指導能力、職務遂行能力を養い、円滑な行政運営のリーダーを育成する。また、人事考課者となるため、その基本を習得する。	19	2	消防コミュニティ防災センター (一社)日本経営協会 中村寛
第7部	副課長昇任職員	職務管理執行の補佐として必要な知識、技能を習得させ、多角的な行政対応能力及び管理能力を養う。	29	1	消防コミュニティ防災センター 愛媛大学 仲道雅輝
第8部	課長、主幹、 技幹昇任職員	総合的な視野に立って行政目的を効率的に達成するために必要な管理能力の向上を図る。	18	1	消防コミュニティ防災センター 岡山理科大学 秦敬治

(2) 特別研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
交通法規の遵守に関する職場研修	全職員	人 全職員	日 1	各職場
「防災情報システム」操作研修	全職員	全職員	1	各職場
会計年度任用職員研修	会計年度任用職員	60	2	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
交通安全研修	部局長、次長、課所長	88	1 (2班)	消防コミュニティ防災センター 新居浜警察署交通課長 井上 哲也
ゲートキーパー養成講座	(1) 平成26, 27, 28年度 採用職員 (2) 窓口、相談業務職員	62	1 (3班)	消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子
国領川総合開発事業計画研修	土木技術職員 希望する職員	38	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
ごみ分別マナー向上研修	主事及び主任職員	121	1 (6班)	消防防災合同庁舎5階災害対策室 庁内講師
OA研修 情報セキュリティコース マイナンバー利用事務・関係事務コース	全職員（4年間に分けて 実施）3年目	329	—	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「情報セキュリティ等職場研修」	全職員	全職員	1	各職場
特別研修 「自治大学校eラーニング研修」	希望職員	11	—	庁内LAN接続パソコン

(3) 人権・同和研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
校区別人権教育市民講座		人 351	日 8月～ 12月	18校区16会場
人権・同和教育指導者養成研修	管理職員（各課所1名） 人権・同和教育主担者	117	1 (2班)	消防コミュニティ防災センター
人権・同和教育主担者研修	人権・同和教育主担者	32	1	消防コミュニティ防災センター
人権クロスミーティング（基礎編）	2年目・3年目年職員	54	1	消防コミュニティ防災センター
人権クロスミーティング（指導者編）	主査、副課長昇任職員	34	1	消防コミュニティ防災センター

(4) 国際文化アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
Society5.0時代への対応 ～スマートシティの実現に向けて～	庁内人選	人 1	日 3	大津市

(5) 愛媛県研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
市町村係長研修(第88期)	庁内人選	1 人	4 日	松山市
行政法講座	庁内人選	1	2	松山市
地域経済分析システム(RESAS)活用講座	庁内人選	1	2	松山市
経営分析基礎講座	庁内人選	1	2	松山市
実践営業力講座	庁内人選	1	3	松山市
折衝力・交渉力講座	庁内人選	1	2	松山市
チームビルディング講座	庁内人選	1	2	今治市
実践型地域政策づくり合宿	庁内人選	1	1	伊予市
	庁内人選	1	2	伊予市
問題発見・解決能力向上講座	庁内人選	1	1	松山市
文章力基礎講座	庁内人選	1	2	松山市
危機管理(地震災害対策)講座	庁内人選	3	2	松山市

(6) 愛媛県等派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県派遣	庁内人選	3 人	365 日	
その他	庁内人選	4	365	滞納整理機構 後期高齢者医療連合 被災地支援 えひめ地域政策研究センター

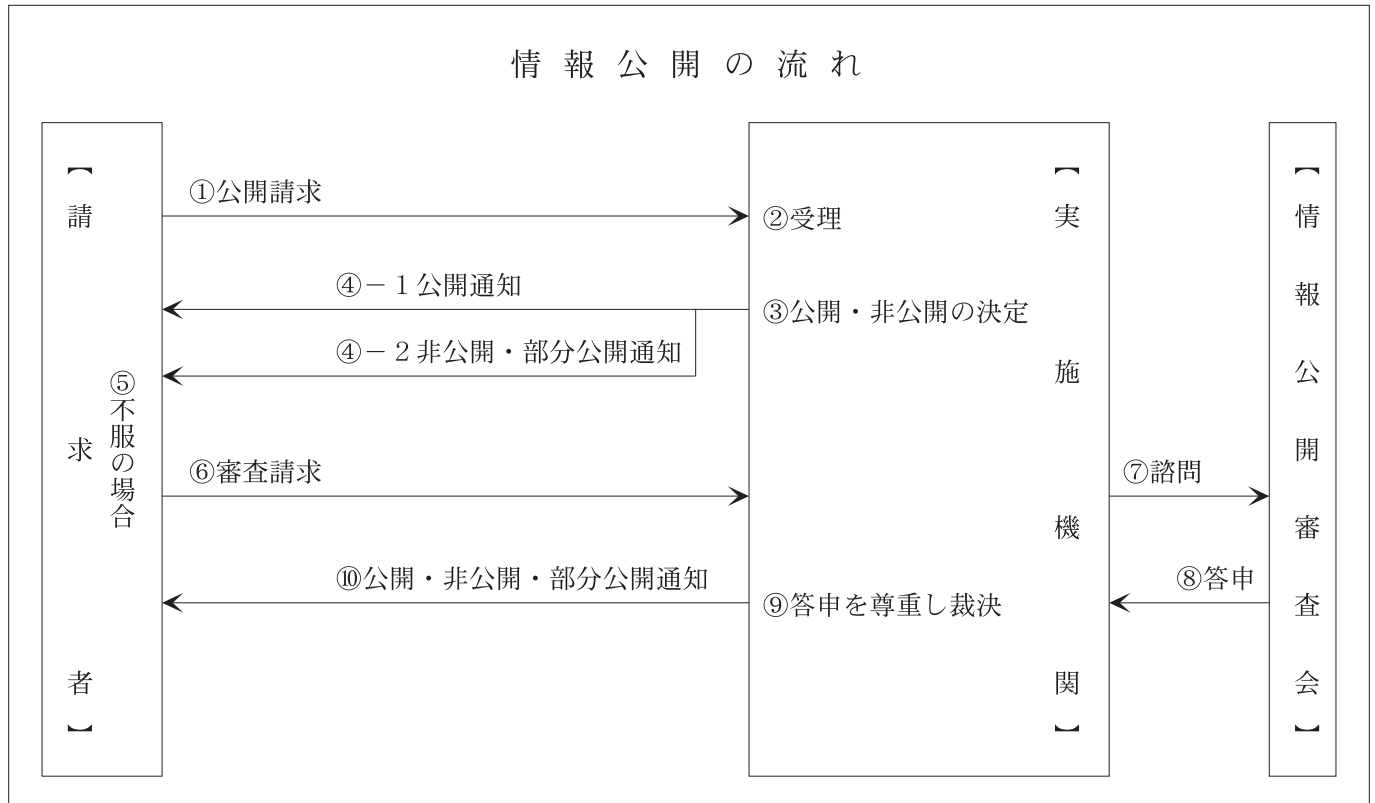
(7) その他

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
地方公共団体税務職員総務大臣表彰式	担当者	1 人	2 日	東京都

10 情報公開制度

「情報公開制度」は、市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を推進するために、市が保有している行政情報（公文書）を広く公開・提供するもので、平成19年度に新居浜市情報公開条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 情報公開の請求から公開までの手続



(2) 審査請求

非公開の決定等に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長等に対して、審査請求をすることができる。

この場合、市長等は、公正な判断を行うため学識経験者で組織する「新居浜市情報公開審査会」に諮問し、その答申を尊重して裁決することになる。

(3) 情報公開制度の運用状況

市政だよりやホームページにおいて毎年1回公表している。

公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関 処理状況	令和元		2	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
公開	16	10	30	12
部分公開	21	3	18	5
非公開	0	0	0	1
不存	2	1	0	1
合計	39	14	48	19

注：実施機関とは、市長(上下水道局を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会のことをいう。

11 個人情報保護制度

「個人情報保護制度」は、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、市における個人情報の収集、利用、管理等について適正な取扱いを行い、個人の権利利益を保護するとともに、自己情報の開示、訂正及び利用停止の権利を保障するもので、平成19年度に新居浜市個人情報保護条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 対象情報及び個人情報取扱事務の届出

個人に関する情報で特定の個人を識別できる全ての個人情報を対象とする。市で個人情報を取り扱う事務については、届出制とし、市長が一元管理し、届出された個人情報取扱事務は、行政資料室において一般の閲覧に供している。

(2) 個人情報の収集

個人情報の収集は、本人からの収集を原則としている。ただし、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき、出版、報道等により公にされているときなどは例外とする。また、思想信条等の要
注意情報については、行政事務執行上やむを得ない場合を除き、収集しないことにしている。

(3) 個人情報の利用及び提供

個人情報は、個人情報取扱事務の目的内で利用又は提供することを原則としている。目的外に利用又は提供する場合は、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき、緊急かつやむを得ないときなどに限る。

(4) 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

市が保有している個人情報は、本人に限り自己に係る個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求ができる。

(5) 審査請求

個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等に不服があるときは、審査請求をすることができる。

この場合、市長等は、公正な判断を行うため、学識経験者で組織する「新居浜市個人情報保護審議会」に諮問し、その答申を尊重して裁決することになる。

(6) 個人情報保護制度の運用状況

市政だよりやホームページにおいて毎年1回公表している。令和2年度実施機関における個人情報取扱事務件数は、604件である。

自己に係る個人情報請求の実施機関別件数と処理状況

申請 (申出)区分	年度 実施機関	令和元		2	
		市長	その他の 機関	市長	その他の 機関
開示		1	7	1	0
部分開示		5	1	4	0
不開示		0	0	0	0
不 存 在		1	1	0	0
合 計		7	9	5	0

注：実施機関とは、市長(上下水道局を含む)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会のことをいう。

12 市史編さん

令和元年9月に決定した市史編さん基本方針及び刊行計画に基づき、専門委員を中心に市史資料の収集や必要な調査・研究を進める。

また、市史編さんでは令和3年4月30日に最初の刊行物として『新居浜市の歴史』を発行した。

本書籍は縄文時代から平成時代に至るまでのコラム及び年表を中心とした新居浜市の歴史を概観するものである。広く頒布することにより、郷土の歴史を知り、守り伝えていくことの大切さを伝えるとともに、市民に郷土に対する誇りと愛情を育むための取り組みとする。